

2. 粉じん

(1) 一般粉じん

(平成11年3月31日現在)

種類 市町村名	種類					合 計	工 場 事業種別
	1 コーラス	2 鉱物又は土石 の堆積物	3 ペレット・パワ パレットコホフ	4 破砕機及び 摩 砕 機	5 ふるい		
大阪府	2 (2)	61 (61)	395 (395)	57 (57)	35 (35)	550 (550)	62 (62)
堺市		20 (20)	63 (63)	33 (33)	13 (13)	129 (129)	21 (21)
岸和田市		6	48	2	3	59	7
豊中市			10			10	5
池田市			3			3	
吹田市		11	26	6	1	44	2
東大津市		3	54	26	17	100	8
貝塚市		5	2	1		8	5
守口市						0	
枚方市		1	40 (5)	9	3	53 (5)	6 (1)
茨木市		1	45	17	5	68	10
八尾市		1	8	2		11	
泉佐野市		3	28			31	5
高田林市		1	1			2	1
豊島川市		1	18		1	19	4
河内長野市		1	9	2		12	3
松原市				1		1	1
大東市		1	4			5	2
和泉市		5	37	12	13	67	6
箕面市		8	57	13	11	89	7
柏原市			2	3	2	7	2
羽曳野市			21	4	6	31	4
門真市		1	2	1	1	5	4
摂津市		3	1	1		5	4
高石市		2	11	1		14	5
藤井寺市						0	
東大阪市			9			9	1
泉南市			18	7	5	30	3
西条新市			12	2	2	16	3
交野市			2			2	1
大阪狭山市			2			2	1
阪南市			9	5	1	15	2
島本町						0	
能勢町						0	
忠烈町			2	2	1	3	2
熊取町			6	1		6	1
田尻町		1				1	1
神町		1				1	1
太子町			1			1	1
河内町			1			1	1
美原町			2			2	1
千早赤阪村						0	
合 計	2 (2)	136 (81)	949 (463)	208 (90)	120 (48)	1415 (684)	208 (94)

(注) 1 () 内は政令委任市分で内数である。
2 ガス事業法に定めるものを示す。

(2) 特定粉じん

(平成11年3月31日現在)

種類 市町村名	種類									合 計	工 場 事業種別
	1 解結用 機 械	2 溶合機	3 紡織用 機 械	4 切断機	5 研磨機	6 切削用 機 械	7 破砕機 及び 磨砕機	8 プレス (粉砕加工用 に限る)	9 穿孔機		
大阪府	1 (1)	9 (9)		11 (11)	7 (7)	14 (14)	2 (2)	10 (10)		54 (54)	8 (8)
堺市											
岸和田市				3				47		50	5
豊中市											
池田市											
東大津市		2		13	2	1	6		3	28	2
貝塚市											
守口市											
枚方市											
茨木市		1			6				6	13	1
八尾市											
泉佐野市											
高田林市											
豊島川市											
河内長野市	1	4		1		5	2			8	1
松原市				1						6	1
大東市											
和泉市											
箕面市											
柏原市	2	1		3	3		1	1		11	3
羽曳野市											
門真市											
摂津市											
高石市											
藤井寺市											
東大阪市		7		3	2		4			16	5
泉南市										46	6
西条新市											
交野市											
大阪狭山市									11	11	1
阪南市											
島本町											
能勢町											
忠烈町											
熊取町											
田尻町			2							2	1
神町											
太子町											
河内町											
美原町		3		3	8				7	21	3
千早赤阪村											
合 計	5 (1)	27 (9)	59	38 (11)	28 (7)	20 (14)	9 (2)	64 (10)	16	266 (54)	(37) (8)

(注) () 内は政令委任市分で内数である。